

袴狭遺跡出土木簡と但馬国豊岡盆地の条里

山 本 崇

はじめに

兵庫県出石町袴狭遺跡から、七六点の木簡が発見された⁽¹⁾。周辺の嶋遺跡・砂入遺跡・入佐川遺跡・宮内黒田遺跡・宮内堀脇遺跡でも合わせて六三点の木簡が出土し⁽²⁾、隣接する日高町・豊岡市などの出土木簡を加えると、この地域からの木簡出土点数は、二〇〇点を優に越えるものと思われる⁽³⁾。そのうち古代の木簡が過半を占めるが、地方の古代官衙関連遺跡でこれほどの木簡が出土する例はさほど多くはない。大量の木製品・木製祭祀具が出土したことから解るように、海拔数メートルという低い地形や豊富な地下水といった自然条件が幸いしたのであろう。

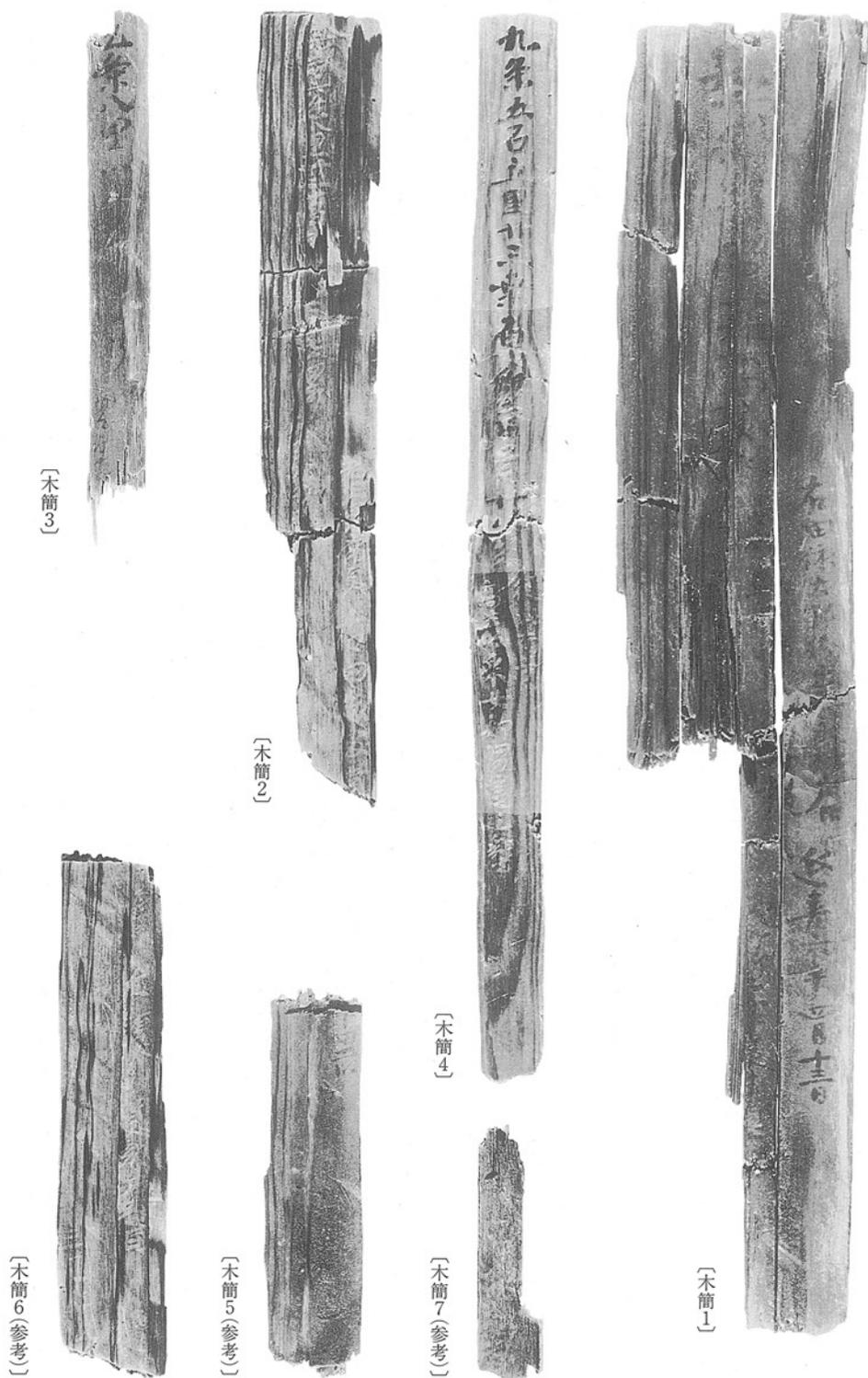
その中に、条里坪付を記した木簡が数点含まれている。坪付木簡の出土した遺構がいかなる施設にかかわるのかは、木簡の機能や性格を検討する上で決定的な意味をもつ。ただ、この点を議論するためには、まずもって、木簡に記された坪付と木簡出土地との関係が

明らかにされねばならない。具体的な課題は、条里坪付を現地に即して検討し、この地域の条里復原を確定する作業となろう。

豊岡盆地は、豊富な検討素材に恵まれることから、坪付木簡出土以前においても条里研究の比較的進んだ地域であったが、いまだ、条里復原は確定されていない。以上の問題関心からなる本稿は、但馬国豊岡盆地の条里復原を試みんとするものであり、その作業を通して、袴狭遺跡をはじめとする関連遺跡の性格解明に必要な基礎的事実を提示することを目的としている。

一 坪付木簡

まず、本稿が検討を加える但馬出土の坪付木簡について、釈文を掲げ、問題点を記しておく⁽⁴⁾。



〔図1〕 但馬出土の坪付木簡 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所提供

る。⁽⁶⁾ なお、袴狭遺跡出土の「木筒5」は、同様の木筒の断片である。⁽⁷⁾ 「木筒6」「木筒7」は墨書が鮮明でなく詳らかにし得ないものの、その形態、わずかな墨痕から、これまた同様の木筒の断片であると思われる。周辺遺跡出土木製品のさらなる精査が必要と思われる。

あらためて整理すると、ここでの課題は、坪付木筒が点てられた地とこれらが出土した遺跡との位置関係である。渡辺晃宏氏によると、袴狭遺跡は、「木筒1」が示す十世紀初頭には、出石郡衙に關連する施設であったと推定されている。坪付木筒の機能や性格は、それを点てた主体、木筒の機能、廃棄の仕方などを踏まえて論じねばならないが、本稿では、出石郡条里の復原を行うことから、木筒が点てられた地を推測し、議論の前提を提示したい。

一 一条里復原

1 豊岡盆地の地理的環境

豊岡盆地は、朝来郡生野町字円山に源を發する円山川の下流域に立地する。円山川は、盆地において概ね南西から北東へ流れ、豊岡市伏付近で南東から流れる出石川と合流した後、ほぼ北流して日本海へと注いでいる。豊岡盆地は、円山川と出石川の堆積作用により形成された沖積平野であるが、その内部に丘陵や更新世段丘がほとんど存在しないこと、模式的な扇状地面や海岸地域の三角州が未發

達であることなどが指摘され、地理学の立場からも盛んに議論されている。⁽⁸⁾

この地域の古代の行政区画を概観すると、盆地北部に城崎郡、西部に気多郡、南東部に石郡がおかれていた。『日本後紀』によると、延暦二十三年（八〇四）に「国治」の移転が記され、これ以後のいわゆる第二次国府は気多郡高田郷にあると考えられている。⁽⁹⁾

一方、出石郡が重要な位置を占めていたことは、但馬国一宮が、出石郡の出石神社とされることからも窺われる。⁽¹⁰⁾

豊岡盆地の大半は、明治時代末から大正時代にかけて相次いで行われた耕地整理の結果、以前の地割を失っている。『豊岡市史』によると、「耕地整理の着手が早かったため、前代の土地割りを大きく変えるほどのものではな⁽¹¹⁾」いと指摘がみられるが、これは必ずしも一般化し得ない。道路や田の畦などは思いの外変更されており、その扱いには慎重であるべきと思われる。加えて、円山川・出石川の旧流路の検討も重要であろう。筆者は地理学的な素養に弱く、微地形レヴェルの地形分類や完新世段丘の判読を踏まえた古代の流路復原は、今後の課題とせざるを得ない。遺存地名では、「郡境」や「古川」なる小字、地籍図に遺る旧流路の痕跡が注目される。

附、先行研究の紹介

豊岡盆地は、平野部としては但馬国内で最大の規模を誇り、またかつて条里遺構と思しき地割が顕著に分布していたことから、条里研究の先進地域であったと概括される。従来の研究における条里復原は、関連する地名と遺存地割を素材とし、主に坪数詞がまとまって遺る、豊岡市上鉢山南方、豊岡市高屋（豊岡駅東方）、豊岡市立野（同市大磯東方）の地籍図や「十五」「三十六」「五条川」「五条大橋」などの地名を対象としてきた。⁽¹²⁾

先行研究を紐解くと、まず、山田安彦・桑原公德両氏は、上鉢山南方の地名から、北西隅起点・東西方向の千鳥式坪並を見出し、さらに同様の坪並を盆地北方へと延長した上で、豊岡盆地の条里を東西方向の千鳥式坪並によるものと断じられた。⁽¹³⁾ これに対して、石田修一氏は、上鉢山南方の地名を正しく読み直して、その坪並は北西隅起点・東西方向の平行式坪並であることを指摘するとともに、豊岡市には、南東隅起点・東西方向の平行式坪並が存在したことから、豊岡盆地の北方と南方において、異なった坪配置が存在することを指摘された。⁽¹⁴⁾ 石田氏の見解は、『豊岡市史』へと継承されている。

一方、出石郡の条里は、条・里の配置を含めた議論が行われている。『神美村誌』は、五万分の一地形図をベースマップとした条里復原図を掲げ、出石郡出石郷を基準に、南東隅を起点として、南か

ら北へ一条・二条…と数え進む理解を示した。⁽¹⁵⁾ 加えて、大平茂氏は、石田修一氏に従い北西隅起点・東西方向の平行式坪並説をとりつつ、北西を起点に南へ条、東に里が施行されていたとする復原案を呈示された。⁽¹⁶⁾ 出石郡条里に関する先行研究を整理すると、坪の配置については、石田修一―大平茂説が最も精度が高く、この見解を鉄案とすべきである。

以上によると、城崎・出石両郡の条里は、次の如く整理されると思う。第一。坪数詞の遺存状況から、豊岡盆地には、東南起点・東西方向の平行式坪並と北西起点・東西方向の平行式坪並の二種類の坪配置が存在した。第二。城崎郡条里は、東南起点・東西方向の平行式坪並である。条の並びは判然としないが、「五条川」などから推測するに、東から西へ、一条・二条…と数え進むものであったと考えられる。条・里の並びと坪数詞の並びが必ずしも一致するとはいえないが、坪数詞が東南起点であることに鑑み、里の並びは南から北へ一里・二里…と数え進むものであった可能性が高い。第三。出石郡条里は、坪数詞の並びが北西起点・東西方向の平行式坪並であることは動かし難いものの、条里の並びは確定しない。

先行研究の成果を踏まえ、私見を交えた整理は以上の如くであるが、なおいくつかの問題点が残されている。第一は、議論の中心が坪数詞の配置におかれ、条・里の並びには定見がないことである。とりわけ一条一里の起点をどこにおくか、が定まらない限り、坪付

木簡が点てられた地の比定はできない。第二は、豊岡盆地の条里復原が、概して遺存地名に恵まれた城崎郡と出石郡から立論される傾向にあり、気多郡条里を論に組み込んでいないことである。条里が郡ごとに設定されたとする理解は古くから存在するが、さりとて、地理的に一体とみなしうる盆地内において、条・里の配置や坪数詞の配置が全く無秩序に設定されたとは考え難い。してみれば、豊岡盆地の条里は、気多郡条里を論に組み込み、盆地全体で把握する視角が必要と思われるのである。

3 気多郡条里の復原

気多郡域は、現在の日高町のほぼ全域と、豊岡市の一部、竹野町の一部に及ぶ。郡の東部は円山川の中流域、豊岡盆地の東南部を占めるが、郡の中部から西部にかけては山がちで、平地は、東流して円山川に注ぐ稲葉川流域に形成された、狭小な地域に限られている。日高町では大正末年から昭和初年にかけて耕地整理が実施され、その時に作成された実測図は、広範囲に分布する条里地割を伝えている。⁽¹⁷⁾ 気多郡条里は、良質の史資料を起点として復原の可能性が指摘されてきたが、管見によれば復原案を明示するものも、隣接する城崎・出石両郡との関連を論じるものも認められない。⁽¹⁸⁾ 本稿で検討を加える所以である。

気多郡条里の復原の基準として、但馬国府推定地（深田遺跡）か

ら出土した〔木簡5〕の記載は注目されるべきである。

「九条五石立里廿三桑原墾田百廿八歩・・・」。〔石立里〕は、現在の日高町国分寺、旧国分寺村の地に存在した石立村にかかわると推測されている。石立村は、江戸時代の史料に確認され、一八八二年（明治15）頃、国分寺村と合併して国保村となったという。⁽¹⁹⁾ その故地は、祢布ヶ森遺跡と但馬国分寺跡のちょうど中間辺りとなろうか。以上から、〔石立里〕の固有里名をもつ、気多郡九条五里は現地比定が可能となる。ただし、里名の現地比定には、若干の留意が必要である。大和国添下郡京北班田図によると、同一里名が隣接する複数の里に付される事例が散見する。⁽²⁰⁾ してみれば、〔石立里〕と称する里が、旧石立村周辺に複数存在した可能性は否定できない。里の現地比定はやや柔軟に試みるべきであろう。

気多郡条里を復原するもう一つの素材は、条里坪付を記した中世文書である。⁽²¹⁾

〔史料1〕（端裏書）〔^{〔太多〕}庄領家御寄進田畠坪付〕

大岳寺御寄進田畠坪付事

合田式段者内 一反廿二条十里六坪ホイツメ
一反廿二条十里十六坪クムハラ

畠巻段 応恵太 堀内

右、坪付如件

貞和式年三月七日 沙弥円空（花押）



- (注) (1) [図2]は、5万分の1地形図「城崎」(1995年)・「出石」(1995年)・「香住」(1994年)・「村岡」(1994年)をベースマップとして作成した。
- (2) 郡界は、概ね明治22年以前の郡界を基準とし、円山川・出石川の旧流路を参照して設定したものであり、古代・中世の郡界は詳らかにし得ない。
- (3) 条里界線は、後掲[図4](1万分の1地形図をベースマップとして作成)で示した出石郡の地割を基準として、それを豊岡盆地全体に拡大したものである。従って城崎郡・気多郡域の条里界線とその設定基準については、さらなる検討を要する。



〔図2〕 豊岡盆地の条里復原

- | | |
|---------------------------|--------|
| A 出石郡五条八里，六条八・九里（〔木簡1～3〕） | a 袴狭遺跡 |
| B 気多郡九条五里（〔木簡4〕） | b 深田遺跡 |
| C 気多郡二十二条十里（〔大岡寺文書〕） | |

ここには「廿二条十里」なる条里記載がみえ、六坪は「ホイツメ」、十六坪は「クムハラ」と称されている。太多庄は、日高町西部、神鍋山東麓の太田の地に比定され、「訓原」の地名も遺る。付近の可耕地は稲葉川流域に限られ、現地表面における条里地割の痕跡は判然としないが、中世段階において、この地の田が条里坪付を用いて把握されていたことは疑い得ない。詳細な現地比定は、さらなる史料の増加に俟たねばならないが、気多郡二十二条が太田に比定できる点は、条里復原の貴重な手がかりといえる。

深田遺跡出土木簡と中世文書の利用により、気多郡条里を復原するための起点を二つ得ることができた。以上から、気多郡条里は、条を東から西へ一条・二条…と数え進み、里を南から北へ一里・二里…と数え進むものであったと確定されるのである。

4 条里復原

以上二節の検討をあらためて整理すると、以下の通りになる。

第一。城崎郡条里は、東南起点・東西方向の平行式坪並であり、条の配置は東から西へ一条・二条…と数え進むものであった。第二。気多郡条里は、東から西へ一条・二条…と数え進み、南から北へ一里・二里…と数え進むものであった。坪数詞の並びは不明である。第三。出石郡条里は、北西起点・東西方向の平行式坪並である。

これらの知見を踏まえ、あらためて豊岡盆地全体を眺めてみると、

判明する坪並は、いずれも東西方向の平行式坪並であり、条里の配置は、東西方向に一条・二条…と条が、南北方向に一里・二里…と里が設定されていることに気付く。その方向については判然としなが、城崎郡において、坪数詞の起点が条里の起点と一致するらしい点を重視するならば、城崎郡では南から北へ一里・二里…と数え進み、逆に⁽²²⁾出石郡では北から南へ一里・二里…と数え進んだものと推測することができよう。以上の復原結果に、次章で示す検討結果を踏まえ、条里界線を図示したものが、「図2」豊岡盆地の条里復原である。

さて、ここに示した条里復原が正鵠を射たものとするならば、出石郡条里のみが他の二郡と異なる点の特筆される。豊岡盆地の三郡のうち、気多郡・城崎郡条里は、ともに南東起点東西方向の平行式坪並をもち、条を東から西へ、里を南から北へと数え進むのに対して、出石郡条里のみは、北西起点東西方向の平行式坪並をもち、条を西から東へ、里を北から南へと数え進むと推定される。つまり、条里坪付の配置が異なっているのである。

以上で、豊岡盆地の条里復原は概ね完成したと思われるのであるが、今少しやっかいな問題が残っている。その一つは、この地域にかかわる中世の古絵図である。この絵図は、出石郡条里復原の有力な手がかりとされ、従来の研究でも幾度か検討を試みられながら、整合的解釈に至らなかつた難物である。次章では、本章で呈示した

条里復原の精度を高めるため、残されたいくつかの問題との接点を探り、復原の検証を行うこととしたい。検討対象は、木簡出土地との関係で精確な議論が望まれる出石郡条里とし、その際、中世の古絵図と近年公表された考古学的成果を活用したい。

三 復原の検証

1 但馬国出石神社領神戸郷絵図

但馬国出石神社領神戸郷絵図（以下、神戸郷絵図と略称する）は、紙質や書体から鎌倉時代に成立したものと推測される、出石神社領神戸郷を描いた絵図である。⁽²³⁾ 成立事情は詳らかにし得ない。破損・傷みが著しく、北東部分にあたる原図のおよそ四分の一が欠落している。管見によれば、神戸郷絵図に関する研究は概して低調であるが、修理の際の調査報告がその書誌的情報を網羅している点の特筆される。⁽²⁴⁾ 絵図全体に条里界線と思しき区画が認められ、絵図の現地比定は、出石川の流路とそれに架かる橋脚、さらには出石大社の鳥居と参道を手がかりとしてなされてきた。

近年、坪付木簡の出土とともにあらためて注目を集めた点は、絵図にみえる「シイノモト」が、「木簡1」の「椎下田」と関連するかと思われたことである。従来から、条里復原の核になるとされてきた「八坪」の記載と相俟って、絵図はこの地域の条里復原を行う

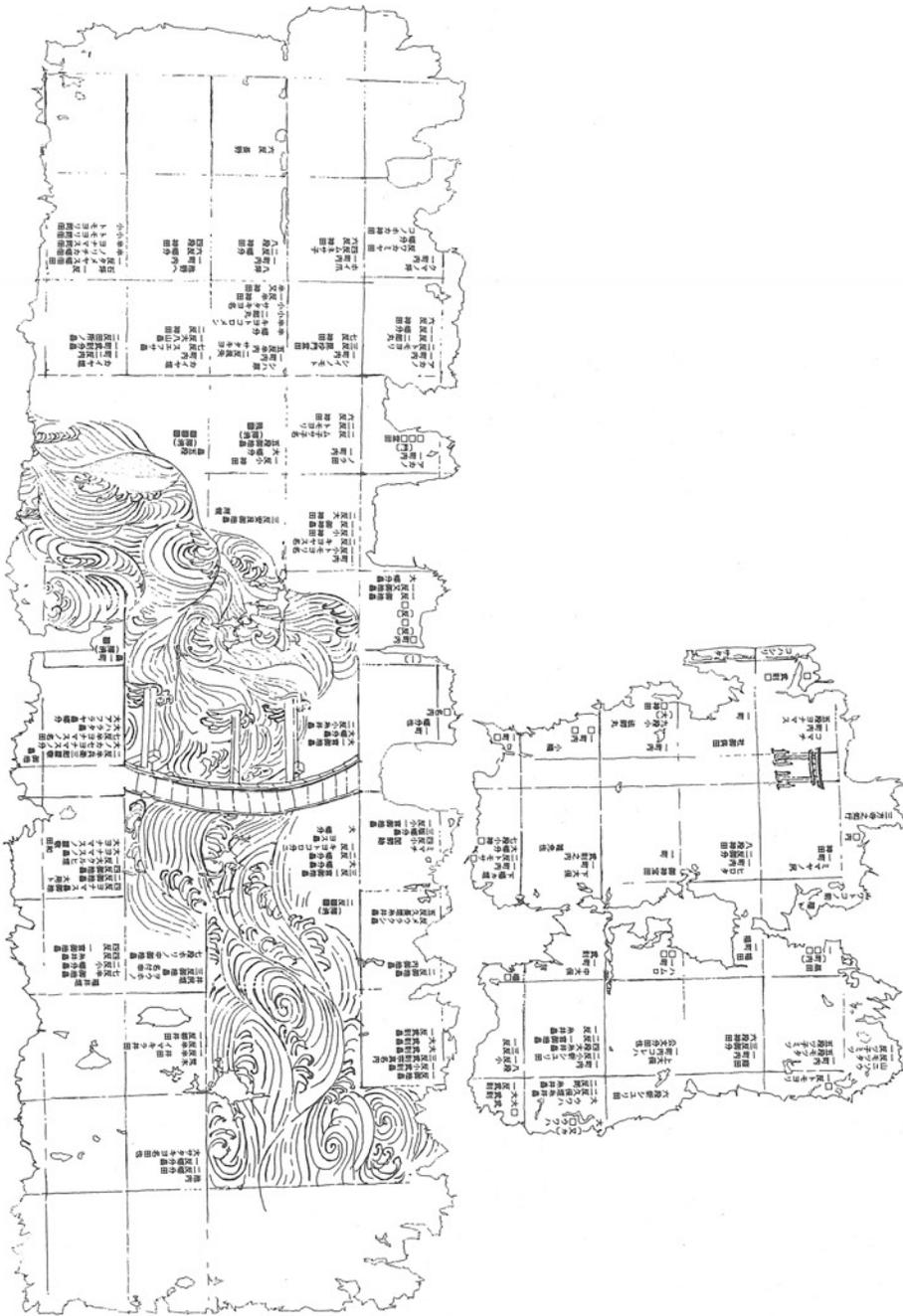
基本史料として、期待されてきたのである（〔図3〕参照）。

ところが、「八坪」を起点に考える限り、いかなる坪並を想定しても、「シイノモト」は木簡の記す「二十坪」とはなりえない。ここに、大平茂氏が指摘するように、絵図の「シイノモト」と木簡は別の地区を示し関連しない、とする理解が提出されることになる。また、渡辺晃宏氏は、石田修一氏による既存の出石郡条里復原を南へ延長しても、八坪の位置は合わない指摘し、絵図と木簡という文字資料を重視すべきという観点を堅持しつつも、条里復原を保留された。これ以後、神戸郷絵図は条里復原の基本史料から脱落していくのである。

以上の研究状況を踏まえ、本稿では、神戸郷絵図の現地比定をあらためて行い、条里復原の可能性を探りたいと思う。

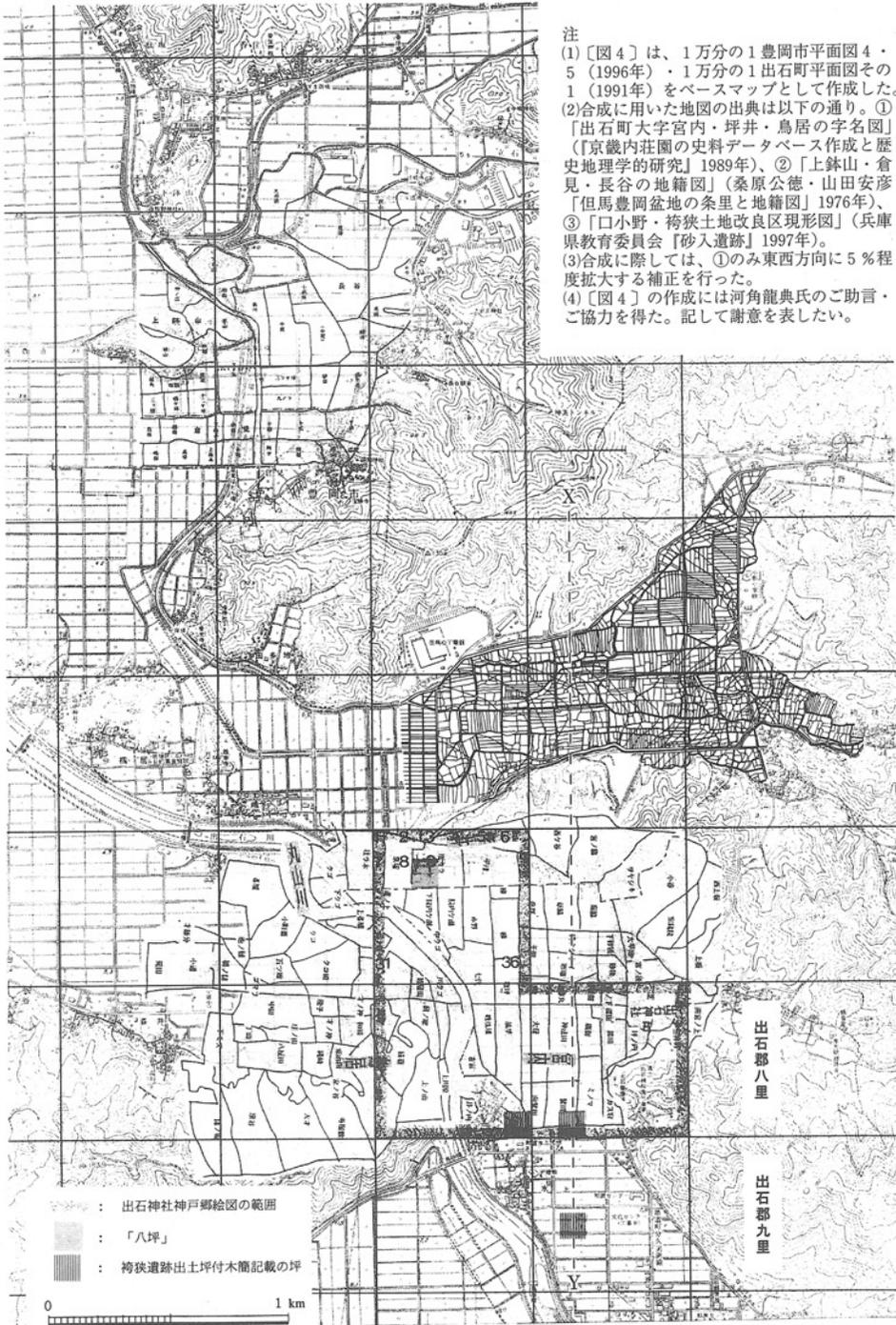
〔図4〕は、出石町付近の耕地整理前の地割が窺われる三点の地割を、一万分の一の地図に重ね、地割の再検討を試みたものである。以下、作業の結果を確認しておく。

第一、点描のスクリーンで示した位置は、神戸郷絵図の「八坪」に相当する坪を示している。この地は、本稿で示した条里復原試案では出石郡五条七里八坪と九坪の両坪にかかることから、完全に整合するとは言い難いものの、概ね一致するものとして大過あるまい。してみれば、石田修一氏の見出した地割を南に延長させた場合、実は絵図も含めて条里復原に整合するのである。このこと



〔図3〕 但馬国出石神社領神戸郷絵図トレース図

(東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』四 近畿三、東京大学出版会、1998年 より作成)



注
 (1) [図4] は、1万分の1豊岡市平面図4・5 (1996年)・1万分の1出石町平面図その1 (1991年) をベースマップとして作成した。
 (2) 合成に用いた地図の出典は以下の通り。①「出石町大字宮内・坪井・鳥居の字名図」(『京畿内荘園の史料データベース作成と歴史地理学的研究』1989年)、②「上鉢山・倉見・長谷の地籍図」(桑原公德・山田安彦「但馬豊岡盆地の条里と地籍図」1976年)、③「口小野・袴狭土地改良区現形図」(兵庫県教育委員会「砂入遺跡」1997年)。
 (3) 合成に際しては、①のみ東西方向に5%程度拡大する補正を行った。
 (4) [図4] の作成には河角龍典氏のご助言・ご協力を得た。記して謝意を表したい。

〔図4〕 出石郡の条里復原

は、逆に本稿による復原の有効性を示すものと思われる。

第二。上鉢山付近の地割と袴狭遺跡のある谷の地割はほぼ整合しており、一連のものと判断される。ところが、丘陵を南に越えた出石神社付近の地割は、図中に記したX—Yにみられる如く、約半町分東西方向にズレを生じていることが知られる。先にみた「八坪」が、八・九両坪にかかる点とあわせ考えると、地割のズレは興味深い。約半町のズレが生じた理由は推測に頼らざるを得ないが、出石郡内においても、条里の施行時期に時期差があり、ズレはそれに伴うものである可能性が指摘できる。⁽²⁶⁾

2 入佐川遺跡の調査と条里遺構

次に、条里遺構に関連する近年の発掘調査成果を紹介する。⁽²⁶⁾ 入佐川遺跡は、出石町・袴狭遺跡に南接する丘陵のすぐ南側に立地している。ここで注目すべきは、東西三百メートル程度、南北も十数メートルはある「坪界溝と思しき遺構」が検出されていることである。調査担当者の所見によると、この溝の年代は、奈良時代末を上限に平安時代後半までというが、加えて上層の遺構面で、ほぼ同位置に、中世段階の溝が確認されることも注意される。

ただ、入佐川遺跡の遺構図をこれまた一万分の一の地図に合成してみると問題を生じる。発掘調査で検出された溝のうち、南北方向の溝は確かに字界とほぼ重なり、条里を区切る溝の可能性が高いの

であるが、それに対して、東西方向の溝は想定される条里界線とはあわず、単純に条里遺構とはみせない。成案はないが、遺跡が丘陵のすぐ南に立地することからすれば、この谷における耕地の北限を画する溝とも解され、東西方向の界線にあわない点は地形に制約されたものかもしれない。ともあれ、こうした議論は国土座標などを用い、方位の振れなどを厳密に測定、分析することが必要となろう。筆者の能力を遙かに超えるところであり、今後の精査を切望する次第である。

結 び — 成果と課題 —

本稿では、但馬豊岡盆地出土の坪付木簡を手がかりに、豊岡盆地の条里復原を行った。あらためてその内容を整理すると、次の通りである。

第一。遺存地割と地名、出土木簡、古絵図、発掘調査による成果を総合的に理解して、豊岡盆地における条里復原を確定した。翻って考えみると、小規模盆地の条里は思いの外研究に乏しく、比較検討を可能にする今後の研究の蓄積が俟たれる。第二。条里地割施行の様相について、豊岡盆地の三郡のうち、出石郡条里のみが異なることを明らかにした。第三。さらに大縮尺の地形図を用いた検討の結果、出石郡内においても、半町程度の地割のズレが認められた。

その要因として、条里設定の時期差などを推測した。

以上の如き条里復原の結果として、袴狭遺跡出土の坪付木簡は、その出土地からみて現地に点てられたものが自然に流出したのではなく、回収後に廃棄されたものであることが確実となった。この成果を踏まえた、袴狭遺跡・袴狭地区、但馬国府関連遺跡の性格解明に期待したいと思う。

本稿は、分析対象を豊岡盆地全体に広げ、大縮尺の地図を用いてできうる限り誤差を廃した条里復原を試みたものである。⁽²⁷⁾ 本試案が、今後期待されるさらなる資料の増加に際して、検討のたたき台となれば幸いである。なお、古代以来重層的に存在した条里地割を一括して議論したとの感も否めないし、神戸郷絵図そのものの検討は手つかずになってしまった。すべて今後の課題として後考を期し、拙い稿を了えたい。

注

- (1) 『木簡研究』一一号・一二号・一四号・一五号・一六号・一七号・一九号・二〇号・二三号所収。出石町教育委員会『袴狭遺跡内田地区発掘調査概報』(一九九五年)、兵庫県教育委員会『袴狭遺跡』(二〇〇〇年)。袴狭遺跡の木簡出土点数は、『木簡研究』を集計したものである。なお、小寺誠「出石町出土木簡一覽表」(『古代但馬国と木簡』木簡学会但馬特別研究会報告レジュメ集、二〇〇二年)は、同遺跡の木簡出土点数を七四点とするが、二点の差は、出石町教育委員会確認調査で出土した墨書人形二点を除いているからと思われる。

- (2) 『木簡研究』一〇号・二二号・一六号・一八号・二二号・二三号所収。兵庫県教育委員会『砂入遺跡』(一九九七年)、同『袴狭遺跡』

(前掲)、兵庫県教育委員会『入佐川遺跡』(二〇〇二年)。小寺誠「出石町出土木簡一覽表」(前掲)参照。

- (3) 但馬出土の古代木簡については、寺崎保広「出土資料からみた国府の研究―但馬国府を例として―」(平成十年度―十二年度科学研究費補助金(基盤研究C)〈研究代表者・寺崎保広〉研究成果報告書、二〇〇一年)が、二〇〇〇年末までに公表された事例について、網羅的に蒐集・整理している。

- (4) 釈文は、兵庫県教育委員会『袴狭遺跡』(前掲)、同『砂入遺跡』(前掲)による。ただし、『木簡4』の釈文は、木簡学会編『日本古代木簡選』(岩波書店、一九九〇年)により、兵庫県教育委員会『平成五―七年度指定 兵庫県文化財調査報告書』(一九九六年)所収の実測図で確認した。『木簡研究』の掲載箇所は、⑭79(一四号七九ページの意)の如く記した。いずれも、写真・実測図にて確認の上、一部釈文及び表記をあらためたところがある。袴狭遺跡出土の坪付木簡については、田良島哲「禁制札の発生」(『三浦古文化』五二、一九九三年)、高島英之「勝示木簡」(『古代出土文字資料の研究』東京堂出版、二〇〇〇年)を参照。

- (5) 廣野誠「兵庫県袴狭遺跡出土木簡について」(『兵庫県の歴史』二九、一九九三年)、渡辺晃宏「袴狭遺跡出土木簡―木簡の内容と遺跡の性格」(兵庫県教育委員会『袴狭遺跡』本文編)前掲。以下、両氏の見解はこの論文による。

- (6) 条里坪付を記す木簡の出土事例は、『古代但馬国と木簡』(前掲)八〇―八五ページに集めた。管見によれば、大阪府・長原遺跡、鹿兒島県・京田遺跡出土木簡が参考にならう。

- (7) 特別研究会報告では、『木簡5』が『木簡1』の断片である可

能性が高いと述べたが、渡辺晃宏氏のご教示と研究会会当日に展示木簡を熟覧した結果、別個体と判断し、一部記述を改めた。

- (8) たとえば、豊岡市史編集委員会『豊岡市史』上、「序編 豊岡市の自然環境」(豊岡市、一九八一年)、前田保夫他「完新世における山陰海岸東部気比低地(兵庫県豊岡市)の古環境」(『立命館地理学』一、一九八九年)など。

- (9) 『日本後紀』延暦二十三年(八〇四)正月二十六日条。但馬国府にかかわる近年の研究として、さしずめ、加賀見省一「但馬国府と祓所―第二次但馬国府の所在をめぐって―」(『歴史学と考古学』真陽社、一九八八年)、同「但馬国」(日本考古学協会三重県実行委員会『国府―畿内・七道の様相―一九九六年)を参照。

- (10) 管見によれば、出石神社が「一宮」と明記された史料の初見は、弘安八年(一二八五)但馬国大田文の「当国一宮出石大社」なる記載である。『日本紀略』天曆四年(九七六)二月二十五日条によると、「但馬国言上、出石大社(出石郡)内鳥鶴集會。古老云、国内第一靈社也」とみえる。なお、梶木良夫・榎原雅治「但馬国」(中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』岩田書院、二〇〇〇年)を参照。

- (11) 豊岡市史編集委員会『豊岡市史』上、「豊岡盆地の条里制」(前掲、一三六ページ)。

- (12) 特別研究会の報告では、豊岡市西南部にみえる「八条」の地名を紹介したが、報告後、その成立が新しいとのこと教示を得たため、本文から削除した。

- (13) 山田安彦・桑原公德「但馬・円山川流域に於ける條里地割の分布について」(『人文地理』五四、一九五三年)。のち、桑原公德・山田安彦「但馬豊岡盆地の条里と地籍図」(『歴史地理学会会報』八七、一九七六年)にて訂正がある。

- (14) 石田修一「但馬豊岡盆地の条里」(『日本歴史』九五、一九五六年)、同「但馬豊岡市周辺の条里坪付呼称について」(『日本歴史』一〇一、一九五六年)。

- (15) 兵庫県出石郡神美村「神美村誌」(一九五七年)。

- (16) 大平茂「兵庫県・袴狭遺跡群の発掘調査」(『条里制研究』一〇、一九九四年)。以下、大平氏の見解はこの論文による。なお、同「袴狭遺跡―条里制研究会編『空から見た古代遺跡と条里』大明堂、一九九七年)も参照。

- (17) 日高町保管。日高町教育委員会・加賀見省一氏より提供をうけた。

- (18) たとえば、日高町史編集専門委員会議「日高町史」上巻(一九七六年)は、日高町域に認められる遺存条里地割を图示するものの、条里の並びや坪付については沈黙する。

- (19) 『日本歴史地名大系第二九卷I 兵庫県の地名』(平凡社、一九九九年)、八五七ページ。

- (20) 金田章裕氏のご教示による(金田章裕「西大寺関係の古地図と条里プラン」『東京大学文学部・奈良国立博物館』西大寺古地図は語る 古代・中世の奈良(二〇〇二年)。拙稿「秋篠庄と京北条里」(『続日本紀研究』三三四、二〇〇〇年)参照。

- (21) 貞和二年(一三四六)三月七日円空寄進田島坪付注文。同様の坪付記載は、延文元年(一二五六)二月九日寂心・円空寄進田島坪付注文にもみられる(ともに『大岡寺文書』日高町史編集専門委員会議「日高町史」資料編、一九八〇年、所収)。両文書は同筆で、円空の花押も同じである。ただし、延文改元は三月二十八日であり、検討を要する。なお、後者の記載にはやや混乱が認められ、十六坪に「ホイツメ」「クムハラ」の呼称がともに記されている。

- (22) その理由は判然としないが、特別研究会の討論において、山陰道但馬道を起点とした坪付配置、国衙の位置にかかわるなどの可能性を

指摘した。

- (23) 『神床文書』。太田順三「但馬国出石神社領田図」(西岡虎之助編『日本荘園絵図集成』下、東京堂出版、一九七七年)、東京大学史料編纂所『日本荘園絵図聚影』四近畿三(東京大学出版会、一九九八年)、所収。

- (24) 岡田隆夫「但馬国神戸郷絵図の修補について」(『京畿内荘園の史料データベース作成と歴史地理学的研究』昭和六三年度科学研究費補助金(一般研究A)〈研究代表者・石上英一〉研究成果報告書、一九八九年)。

- (25) 絵図に即して考えるならば、出石川旧河道の復原や山際付近の田地比定は検討の余地が残されている。また、合成に用いた地籍図・字名図の精度も、検証せねばならない。

- (26) 兵庫県教育委員会「入佐川遺跡」(前掲)。

- (27) 特別研究集会の報告では、時間の都合上詳論できなかったが、城崎郡条里についての知見を記し、後考に俟ちたい。一万分の一豊岡市平面図(4)(一九九六年)をベースマップとし、そこに地籍図を重ね検討したところ、復原される城崎郡条里は、出石郡条里との間に約半町のズレを生じていた。ただし、豊岡市街の平野部の現地比定は、山地や丘陵に三方を囲まれた出石町の梶狭遺跡周辺に比べて、丸山川の旧河道を手がかりにせねばならない点で精度に問題が残る。さらなる精査は今後の課題としたい。

〔付記〕 本稿は、二〇〇二年七月六日、兵庫県日高町で行われた木簡学会但馬特別研究集会における口頭報告原稿を成稿したものである。報告の準備段階で、大平茂氏、加賀見省一氏、小寺誠氏、中村弘氏より資料の提供をうけ、鎌田元一氏、金田章裕氏、館野和己氏、寺崎保広氏、本郷真紹氏、吉川真司氏、渡辺晃宏氏には貴重なご意見を賜った。末

尾ながら記して謝意を表したい。また、報告後に参加諸氏からいただいたご批判ご意見やその後の知見により、原稿を一部あらためたが、論旨に変更はない。

(二〇〇二年七月成稿、九月補訂)